

## 移動式販売車等(キッチンカー等)による庁舎等敷地有効活用事業 実施要項

### 1 事業名

移動式販売車等(キッチンカー等)による庁舎等敷地有効活用事業



▲勝央ふるさとミュージアム

### 2 目的

町の文化施設等の活性化及びにぎわいの創出を図るため、飲食サービスを提供する移動式販売車等(キッチンカー等)の出店事業を行うもの。

### 3 概要

勝央ふるさとミュージアム前スペースにおいて、移動式販売車等(キッチンカー等)または簡易テントによる営業が行える空間を創出する。

#### (1)場所

勝田郡勝央町勝間田 635 勝央ふるさとミュージアム前スペース

貸出し可能なスペースは下図の3区画(A区画、B区画、C区画)以内とする。

・区画面積は A 区画:14 m<sup>2</sup>以内

B・C 区画:24 m<sup>2</sup>以内

・使用する区画は勝央町教育委員会で調整する。



▲勝央ふるさとミュージアム前スペース

#### (2)出店可能期間

①5月24日(日)、②6月7日(日)、③6月14日(日)、④6月21日(日)、

⑤7月5日(日)の5日間

#### (3)出店可能日時等

出店可能日は、町が指定する日(上記の日)で、出店可能時間は午前10時から午後3時までの間とする。

#### (4)場所・規模

勝央ふるさとミュージアム前スペース内の町が指定する場所及び規模により、町の承認した日時に出店事業者の責任においてキッチンカー等を設置する。

### 4 出店事業者に付する条件

- (1)使用場所及び営業内容に必要かつ有効な保健所の営業許可を受けている又は届出を行っていること。
- (2)食品衛生責任者を配置すること。
- (3)生産物賠償責任保険(PL保険)へ加入すること。
- (4)地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (5)勝央町に納付すべき税額の滞納がないこと。
- (6)民事再生法に基づく再生手続きの申し立てをしていないこと(再生手続の開始の決定を受けた者を除く)。
- (7)会社更生法に基づく更生手続きの申し立てをしていないこと(更生手続の開始の決定を受けた者を除く)。
- (8)勝央町暴力団排除条例掲げる暴力団が経営又は運営(実質的な経営又は運営を含む。)するものではないこと及び同条に掲げる暴力団員又は暴力団員等が直接・間接を問わず経営又は運営に関与していないこと。
- (9)法人にあっては主たる営業所、個人にあっては住民登録地が岡山県内にあり、いつでも迅速で具体的な連絡調整が可能であること。

### 5 出店形態

移動式販売車等(キッチンカー等)により、飲食物(酒類を除く)を販売すること。

### 6 使用料

使用料は、無料とする。

### 7 申込み手続について

#### (1)提出書類

- ① 出店申込書(様式1)
- ② 出店計画書(様式2)
- ③ 出店希望日届出書(様式3)
- ④ 誓約書(様式4)
- ⑤ 許可証等の写し

保健所等の許可等が必要な商品を取り扱う場合は、必ず許可書を取得または届出等を行い、その写しを提出すること。

(例)

- ・キッチンカーでの出店の場合……自動車営業の許可証の写し、車検証(キッチンカー)の写し
- ・加工品等の販売を行う場合……加工品を製造した施設における営業許可証等の写しおよび販売に係る届出書類または営業許可証の写し

※1 提出書類の①から④については、勝央町公民館の窓口または町ホームページで配布する。

※2 出店希望日が、各種許可証等の有効期限内であることを確認すること。申込時点で、出店希望日が各種許可証の有効期限内でない場合は、更新中もしくは、申込中であることが分かるものを添付して申請すること。有効期限内の各種許可証を取得した後、速やかに写しを提出すること。またその旨を、「出店計画書(様式2)」の備考欄に記載すること。

※3 過去に町教育委員会が実施した事業において出店したことがある事業者は、提出書類に変更が無い場合は、提出書類⑤の提出を免除する。

※4 書類提出前に、出店スペースの確認を行うこと。なお、出店スペースの確認の立ち合いを希望する場合は、確認日の前日までに担当へ電話連絡すること。

※5 提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更した書類を再度提出すること。

(2)提出方法等

提出方法

持参の方法による 持参場所:勝央町公民館 勝田郡勝央町勝間田 200-1

(3)募集期間

| 出店月       | 募集期間            | 備考 |
|-----------|-----------------|----|
| 令和8年5月～7月 | 4月6日(月)～5月8日(金) |    |

(4)その他

- ①提出された書類は返却しない。
- ②必要に応じて、追加書類等の提出を求める場合がある。

## 8 出店事業者の選定および決定

- ①出店申込みの中から、出店申込資格を満たしている事業者を選定する。出店の可否については、申請者に通知する。出店希望が多い場合は、町教育委員会の職員による抽選により出店事業者を決定する場合がある。
- ②複数事業者で出店希望の日が重なる場合は、勝央町教育委員会で調整する。  
なお、いずれの場合も出店事業者に選定されなかったことによる損失の補償は行わない。

## 9 食中毒発生防止の徹底

食中毒発生のリスクを下げるため、テイクアウトに適したメニューを選択し、調理においても衛生管理を徹底した上、販売商品を店頭に長く放置することなく、顧客に手渡す直前までクーラーボックスに入れておくなど、適切な温度管理を実施すること。

食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施すること。また、出店前の体調チェック(体温測定など)を行い、発熱等の症状がある場合は出店を控えること。

## 10 火災予防

勝央ふるさとミュージアムは木造の有形文化財であることから、使用できる火気器具は、液体燃料(ガソリンや灯油)を使用する器具と電気を熱源とする器具に限る。

■液体燃料を使用する器具の例：発電機や石油ストーブなど

■電気を熱源とする器具の例：電気こんろ、ホットプレートなど

※気体燃料(プロパンガス)や固体燃料(木炭や炭)を使用する器具は使用できません。

なお、上記の器具を使用する場合は、必ず消火器を備えつけること。

また、炎天下で発電機に給油すると、気化したガソリンに引火して爆発するおそれがあるため、来客のある営業中は給油を控えるなど細心の注意を払うこと。

## 11 損害の賠償

出店事業者が第三者に損害を与えた場合もしくは第三者から損害を受けた場合または事故等があった場合は、直ちに町教育委員会にその状況を報告し、出店事業者の責任において処理解決しなければならない。なお、町及び町教育委員会は一切の責任を負わない。

## 12 出店の中止等

出店事業者が公序良俗に反することをした場合や著しい荒天などの理由により本事業を中止する必要が生じた場合は、町教育委員会は許可を取り消し、出店を中止させることができる。出店が中止になった場合において、出店事業者に損害が生じても、町及び町教育委員会は一切その責めを負わないものとする。

## 13 その他の出店条件等

- ① 出店中は、食品営業許可証(写し)または食品衛生法等に基づく届出書類の写しを掲示すること。
- ② 出店する権利を第三者に譲渡し、または転貸することを禁ずる。
- ③ 売れ残りに対する売上げの補償は行わない。
- ④ 雨天時も出店可能であるが、著しい荒天の場合は町教育委員会が中止させる場合がある。  
なお、天候や天災により中止になった場合の売上げの補償は行わない。
- ⑤ 当該地に電源設備はないため、電源が必要な場合は、出店事業者で準備すること。

- ⑥ 勝央町の施設の設備の使用、貸与等は認めない。
- ⑦ 酒類の持ち込み及び販売は認めない。
- ⑨ 容器包装された加工食品でアレルギー物質を含むものについては、アレルギー物質の表示を義務、または表示を奨励することになっているので注意すること。
- ⑩ 業務ごみ(段ボール・梱包材等)や弁当がら等、飲食で発生するごみ等は、店舗ごとにごみ箱を各自で備え、回収の上、すべて持ち帰ること。また、終了後に、周辺の美化清掃を行うこと。
- ⑪ 調理により発生した汚水は出店事業者各自で持ち帰ること。
- ⑫ 出店に必要な簡易テント等は各出店事業者で準備すること。また、購入者が店舗周辺に滞在できるようにベンチ・机・パラソル等テーブルやイスの設置を認める(使用面積に含める。)。ただし、営業終了時に撤去すること。
- ⑬ 出店に必要な簡易テント等を設置する場合は、テントの脚部を土のう等で固定するなどの転倒防止措置を行うこと。なお、当該地の地面にペグ等を打つことはできない。
- ⑭ キッチンカーの乗り入れの際には、「タイヤのひねり」や「急な発進」等がないよう徐行で進入すること。
- ⑮ PR用のぼりやポスター等の設置は、販売区域内とする。
- ⑯ 過度な客引き等を行わないこと。
- ⑰ BGM を流す場合は、施設や施設利用者、周辺住民の迷惑にならないような音量とすること。ただし、状況により禁止とする場合がある。
- ⑱ 待機客の列が生じた際は、ソーシャルディスタンスを確保した上、歩行者の通行の妨げにならないよう待機客を誘導すること。
- ⑲ 敷地内はすべて禁煙であるため、喫煙はできない。
- ⑳ 本事業の実施にあたっては、報道機関へ情報提供する。また、ウェブサイトや広報(SNS 等を含む。)に使用するため、町が撮影および録画を行うことがある。
- ㉑ 使用時間を厳守し、終了後は、出店事業者の負担において使用場所を原状に回復すること。
- ㉒ 使用場所を町及び町教育委員会が使用する必要が生じた場合や災害等の理由により、使用許可の取消または変更をした場合において、それにより発生した損害に対する補償は行わない。

## 14 その他

本事業は、勝央ふるさとミュージアムが実施する企画展「令和8年度文化財保護事業「登録有形文化財旧勝田郡役所庁舎 建物再発見」」に併せて実施するものである。

## 15 問い合わせ先

勝央町教育委員会 担当 小林 電話:(0868)38-1753(直通)

E-mail syakaikyoku@town.shoo.okayama.jp